

平成 29 年 6 月 21 日

**特定適格消費者団体の認定について**  
— 2 団体目の特定適格消費者団体を認定しました —

平成 29 年 6 月 21 日、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者支援機構関西」を特定適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この特定適格消費者団体は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定による被害回復裁判手続を進行することが可能となります。

<新たに認定した団体の概要>

**団体名** 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

**代表者** 榎 彰徳、片山 登志子

**住 所** 大阪府中央区石町一丁目 1 番 1 号天満橋千代田ビル

**被害回復関係業務を行う事務所の所在地** 大阪府中央区石町一丁目 1 番 1 号天満橋千代田ビル

**申請日** 平成 29 年 3 月 31 日

**目 的** この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。(定款第 3 条)

**活動実績** 貸衣装業者に対する解除に伴う違約金条項、家賃債務保証業者に対する無催告解除特約及び原貸借契約解除に係る代理権付与を定める条項等並びに住宅リフォーム業者に対する免責条項の使用に対する差止請求 等

**特定認定をした日** 平成 29 年 6 月 21 日  
(特定認定の有効期間は、平成 31 年 8 月 22 日まで)

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者制度課  
TEL : 03(3507)8800 (代表)